

宮崎県人権施策基本方針 (概要版)

～お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、
誰もが自分らしく生きていける
平和で豊かな社会の実現を目指して～



宮崎県人権啓発
シンボルマーク

令和6(2024)年3月

宮崎県



日本の
ひなた
宮崎県

方針の目標

お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、
誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現

方針策定の趣旨

県では、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していくため、令和4年3月に「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

この条例に基づき、現在の人権問題に的確に対応し、本県の人権施策を総合的に推進するため、「宮崎県人権施策基本方針」を策定しました。

人権施策の推進

人権の視点に立った行政の推進

- 職員の人権意識の向上（研修の実施・充実）
- 人権に関する県民意識の的確な把握（人権に関する県民意識調査等）

県では、県行政のあらゆる分野において職員一人ひとりが人権尊重を基本として業務を推進していきます。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 家庭
- 学校
- 地域社会
- 企業等



あらゆる場を通じて、様々な人権問題に関する人権教育・啓発活動を推進します。

特定職業従事者等に対する人権教育・啓発

- 公務員
- 教職員等
- 医療関係者
- 福祉関係者
- 消防関係者
- 警察職員
- マスメディア関係者
- 相談員
- その他



人権と関わりの深い職業への従事者に対する人権教育・啓発を推進します。

人権教育・啓発を推進するための環境整備

- 人材の育成と活用
- 教材や資料、学習プログラム等の整備・充実・活用
- 広報の充実
- ネットワークの構築

人権教育・啓発を行う指導者の養成や、マスメディアやホームページ、SNS等、それぞれの媒体の特性を踏まえた効果的・効率的な広報などに取り組んでいきます。

分野別施策の推進

人権施策の推進に当たっては、下記の分野を重要課題と位置づけ、積極的に取り組んでいきます。（今回新たに「働く人」の項目を追加）



女性

同和問題



子ども

障がいのある人



外国人



高齢者

多様な性

犯罪被害者等

インターネットを利用した人権侵害

刑を終えて出所した人

HIV感染者・
ハンセン病患者・
感染症患者等

働く人



北朝鮮当局による
拉致問題等

その他
(アイヌの人々、
災害等に起因する人権問題、
ホームレスの人権、
人身取引等)

方針の推進

人権施策の推進に当たっては、県、国・市町村、民間団体が、役割分担を踏まえつつ、連携・協働しながら、取組を進めていきます。



相談支援体制

○人権問題に関する相談体制の充実・連携

・相談員の資質向上、各相談窓口の相互理解の増進を図ります。

○相談窓口の周知

・マスメディアや広報誌、ホームページ、SNS等を活用した周知を図ります。

人権に関する相談窓口

人権に関してお困りの際は、宮崎県人権啓発センターにお気軽にご相談ください。相談は無料です。また、相談内容は厳守されます。



その他の人権に関する相談窓口

相談内容に応じ、様々な相談窓口が設置されています。

- みんなの人権110番 0570-003-110
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810
- こどもの人権110番 0120-007-110

宮崎県人権啓発センター

宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県人権同和対策課内)

人権相談専用電話 (0985) 26-0238

[宮崎県人権ホームページ](#)

検索

宮崎県総合政策部 人権同和対策課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

(TEL) 0985-26-7067 (メール) jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp